

# 大分市佐賀関の火災で被災された皆様へ 生活支援窓口案内(ガイドブック)

大分市佐賀関の大規模火災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。  
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

## 【本ガイドブックについて】

- ・ きくみみ大分（総務省大分行政監視行政相談センター）が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更します。
- ・ この冊子の最新版は、きくみみ大分（総務省大分行政監視行政相談センター）のホームページの【トピックス】に掲載しています。



## 【相談の受付について】

きくみみ大分（総務省大分行政監視行政相談センター）では、色々なお問合せやご相談を受け付けています。お困りになっていることがございましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

### ● 行政相談専用ダイヤル **097-533-1100**

受付時間 平日9:00～16:45（受付時間外は留守番電話になります。）

### ● インターネット（右のQRコードからアクセスできます。）

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

### ● FAX 097-532-3790



総務省行政相談センター

きくみみ大分

困ったら一人で悩まず

行政相談

総務省 大分行政監視行政相談センター

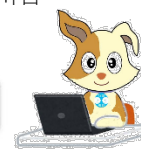
〒870-0016

大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎4階

電話（代表）097-532-3715

きくみみ大分

検索 🔍





## 《市民サポートセンター》の開設

佐賀関地区で発生した火災によって被害を受けられた皆様の生活再建を総合的に支援するため、各種手続きや相談などに対応する総合窓口として市民サポートセンターを開設しています。

**開設期間** : 11月21日（金曜日）～当面の間

**受付時間** : 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）







**開設場所** : 佐賀関市民センター1階（大字佐賀関1407番地の27）

**お問合せ先** : 097-575-1111

< 目 次 >

相談内容等		ページ
 <p><b>住まいや 身の回りのこと</b></p>	1 罹災証明書の発行/被災証明書の発行	1
	2 災害ごみ/被災家屋の公費解体	2
	3 被災者のための住宅提供	3
	4 住宅の応急修理	4
	5 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	5
	6 被災者生活再建支援制度	6
 <p><b>お金のこと (生活資金、住宅)</b></p>	7 大分市佐賀関大規模火災見舞金	8
	8 義援金の配分	9
	9 生活資金の貸付	10
	10 住宅の建設、補修等の融資	12
	11 住宅ローン等の返済	13
 <p><b>労働・雇用に関すること</b></p>	12 労働保険料等の納付猶予制度	14
	13 労災保険等の給付、倒産等による未払い賃金の立替払制度	15
	14 失業認定日、指定来所日の取扱い	15
 <p><b>役所の手続・公共料金</b></p>	15 国税の特別措置	16
	16 大分市税の減免措置等	17
	16 大分市が実施する各種支援制度等	18
	17 大分県税の減免措置等	20
	18 公共料金の減免措置等	23
	19 年金に関すること	26
	20 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	27
	21 マイナンバーカードを紛失した場合	27
	22 運転免許証を紛失した場合	28
	23 自動車に関すること	30
24 パスポートの発給	31	

< 目 次 >

相談内容等		ページ
 <b>民間の手続のこと</b>	25 損害保険に関すること	32
	26 生命保険に関すること	33
	27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	33
	28 無料法律相談	34
 <b>事業経営に関すること</b>	29 中小企業・小規模事業者支援措置	35
	30 農林漁業者向け金融等相談窓口	38
 <b>医療・健康のこと</b>	31 保険証がなくても医療機関等を受診できます	39
 <b>教育のこと</b>	32 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	40
 <b>その他の情報</b>	33 災害ボランティア	41
	34 消費者トラブル	42
 <b>外国人向けの情報・相談窓口</b> <small>がいこくじんむけ じょうほう</small> <b>外国人向けの情報・</b> <small>そうだんまどぐち</small> <b>相談窓口</b> <b>For Foreign Residents</b>	35 <small>せいかつ</small> 生活 <small>じょうほう</small> についての <small>そうだん</small> 情報・相談	43
	36 <small>りょこうちゆう</small> 旅行中 <small>がいこくじん</small> の外国人の <small>そうだん</small> こまりごと相談	44
	37 <small>でんわ</small> 電話 <small>わいりょう</small> 医療 <small>そうだん</small> 相談	44

令和7年11月18日に発生した強風による災害に係る災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用

1 適用区域 大分市

2 適用基準 災害救助法： 災害救助法施行令第1条第1項第4号  
被災者生活再建支援法： 被災者生活再建支援法施行令第1条第2号

3 被災者生活再建支援法の適用について

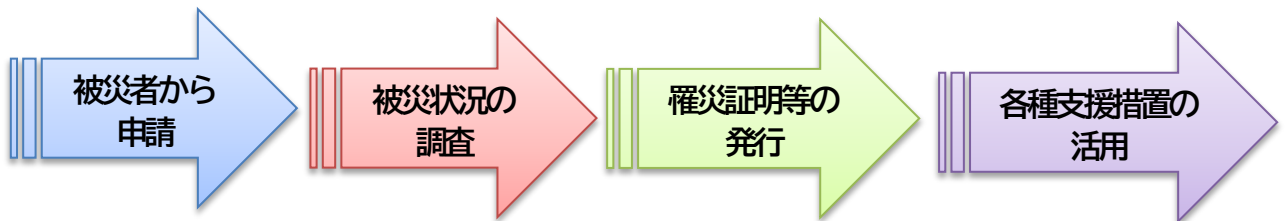
令和7年11月18日に発生した強風による災害(大分市佐賀関の大規模火災)について、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認められました。

今後、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給されます。



# 住まいや身の回りのこと

## 1 罹災証明書の発行 / 被災証明書の発行



- ◆ 「罹災証明書」は、**住宅などの建物**が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。

また、被災者支援に関する各種制度に使用するため証明書類が必要な場合、その手数料を免除される場合があります（詳細は申請窓口にお問合せください。）。

### 【申請場所】

防災危機管理課（荷揚複合公共施設5階）、各支所

### 【申請開始時期】

（全焼判定）11月25日（火）午後1時～

（全焼判定以外）12月3日（水）午前10時～

- ◆ 「被災証明書」は、被災者からの申請にもとづいて、**住家以外の建物や工作物、動産などが**自然災害等により被害を受けたことを市が証明するものです。

「被災証明申請書」に必要事項をご記入のうえ、被害の程度が分かる写真を添えて、防災危機管理課もしくは最寄りの支所（地域担当班）の窓口にて申請してください。

### 【申請場所】

防災危機管理課（荷揚複合公共施設5階）、各支所

### 【期間】 12月8日（月） 午前10時～

※所有していた動産や物置などが全焼している場合は、写真の添付は不要です。

【お問合せ先】 防災危機管理課 097-537-5664

## 2 災害ごみ / 被災家屋の公費解体

### ◆ 火災により発生したごみの取扱いについて

★災害ごみの住民用仮置場および一次集積所については、1月18日で閉鎖しました。

【お問合せ先】 大分市環境部ごみ減量推進課 097-537-5624

### ◆ 火災現場への立ち入り時の注意事項

《アスベスト対策用のマスクをご使用ください》

火災の現場では、建物の倒壊等によりアスベストを含有する建材が露出している可能性があります。立ち入る場合は、アスベストの暴露を防止するため専用のマスクをご着用ください。

マスクは、佐賀関市民センター1階 市民サポートセンターで受け取れます。

【お問合せ先】 環境対策課 097-537-5748

### ◆ 被災家屋等の公費解体について

令和7年佐賀関大規模火災により損壊した被災家屋等について、市の費用負担により解体、撤去等を実施する「公費解体」を所有者の希望に応じて行います。

#### 【対象となる被災家屋等】

罹災証明書等により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された被災家屋等 ※「準半壊」および「一部損壊」は対象となりません。

#### 【対象外となる場合】

大規模半壊、中規模半壊、半壊の家屋について、市が行う住宅の応急修理の制度を活用したもの

対象家屋のうち、自費で家屋の解体・撤去を行った場合に、被災家屋の一部のみの解体（リフォーム含む）を行ったもの

#### 【申請受付】

意向調査を提出していただいた方については、申請期限までに電話連絡をいたします。

期間：令和8年1月5日～2月27日の平日 午前9時～午後4時

場所：佐賀関市民センター1階ロビー

対応者：大分県行政書士会および市職員

【撤去作業】 令和8年1月15日～

【お問合せ先】 環境部 廃棄物対策課 (097-537-7953)

## 3 被災者のための住宅提供

### 1 公営住宅の提供について

(1) 入居希望者は申込期間中に必ず申込みをしてください。

※ 先着順ではありません。

※ 申込み多数の場合は、高齢者・障がい者等を優先し、抽選となることもあります。

(2) 家賃、敷金、礼金の負担はありません。

(3) 食費、光熱水費、共益費等は自己負担となります。

(4) 鍵渡し後に入居を辞退することは可能です。

(5) 入居期間は最長2年です。

(6) 入居時には罹災証明書が必要になります。

(7) 寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など、市が用意いたします。

詳細については、大分市住宅課（097-537-5977）にお問い合わせください。

### 2 賃貸型応急住宅（民間アパート）について

#### 【対象者】

① 罹災証明書の被害の程度が「全壊」の方

② 罹災証明書の被害の程度が「半壊」の方で、修理に1か月以上必要な方

③ 市が入居すべきと認めた方

#### 【入居期間】

原則2年 ※「半壊」の方は、修理完了まで

#### 【契約方法】

入居者、大分市、貸主の三者にて契約を行います。（三者契約）

※ 既に契約済みの方は再契約が必要です

#### 【賃料】

無料 ※ 入居人数に応じて、家賃の上限がございます。

※ 食費、光熱水費、駐車場料金などは自己負担となります。

#### 【家電等】

寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など、市が用意いたします。

詳細については、大分市住宅課（097-537-5634）にお問い合わせください。

## 4 住宅の応急修理

住宅の応急修理とは

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した方で、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の修理を行うことで、引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするものです。

**修理は被災者からの申請により、市が修理業者と契約を行い、限度額の範囲内で修理費用を市が直接業者に支払う制度です。**

**ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整し、見積書を受け取った上で市に申し込んでください。選定された修理業者に対し、市が工事を依頼します。**

**(個人で契約し支払いしたものは適用できません。)**

### ○対象世帯について

1. 罹災証明書において、大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の証明を受けたこと。  
ただし、全壊の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。
2. 中規模半壊、半壊または準半壊の場合は、自らの資力では応急修理を行えないこと。
3. 自宅がそのままでは住むことができない状態にあること。  
ただし、自宅に住むことができる状態であっても日常生活に不可欠な部分に被害がある場合は、対象となります。
4. 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
5. 民間賃貸住宅を含む応急仮設住宅を利用しない者であること。  
ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれ、自宅が半壊以上の被害を受け他の住まいの確保が困難である場合は対象となります

### ○費用の限度額

- ✓ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：739,000円以内
- ✓ 準半壊：358,000円以内

### ○申請について

申請開始日：令和7年12月5日（金曜日）

応急修理完了期限：**令和8年2月18日（水曜日）までに工事完了すること**

受付時間：午前9時から午後5時まで

申請場所：大分市役所本庁舎6階建築課（〒870-8504 大分市荷揚町2番31号）  
（郵送受付も可能です ※連絡先電話番号を、必ずご記入の上お送りください）

○注意事項（必ずご確認ください）

- ✓ 修理前の被害状況が分かる写真が必要になります。すべての修理箇所について、必ず写真撮影をしておいてください。スマートフォンでの撮影でも差支えありません。
- ✓ 市が修理業者と直接契約し、代金を支払う制度です。個人で契約し支払いしたものは適用できません。
- ✓ 修理業者と契約後であっても、支払い前であれば対象となる場合がありますのでご相談ください。

**【お問合せ先】大分市建設課 097-537-5633**

**！！災害に便乗した悪徳商法に注意！！**

災害の発生後は、家屋の修理などをはじめとして、災害に便乗し、不安をあおるような悪質な商法が発生する場合がありますので、家族や周囲の人とも相談して、冷静に対応してください。災害発生地域だけが狙われるとは限りませんので、ご注意ください。

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン188）にご相談ください。

## 5 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

### ★受付は終了しました。

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などを行い、被災直後の降雨によって住宅の被害が拡大しないようにするものです。

修理は被災者からの申請により、市が修理業者と契約を行い、限度額の範囲内で修理費用を市が直接業者に支払う制度です。

**【お問合せ先】土木建築部建築課 097-537-5633**

**！！災害に便乗した悪徳商法に注意！！**

災害の発生後は、家屋の修理などをはじめとして、災害に便乗し、不安をあおるような悪質な商法が発生する場合がありますので、家族や周囲の人とも相談して、冷静に対応してください。災害発生地域だけが狙われるとは限りませんので、ご注意ください。

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン188）にご相談ください。

## 6 被災者生活再建支援制度

- ◆ 令和7年11月18日から大分市の区域内で発生した佐賀関の大規模火災について、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となりました。  
被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されるものです。住宅の被害程度、再建方法等に応じて、上限300万円の支援金が支給されます。

### 【受付開始及び受付場所】

- 受付開始日：令和7年12月3日（水）午前9時～
- 窓口受付場所：福祉保健課、各支所
- 郵送の場合：〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 福祉保健課 社会福祉担当班

### 【申請期間】

- (1)基礎支援金・・・令和8年12月17日まで
- (2)加算支援金・・・令和10年12月17日まで

### 【必要書類】

- 罹災証明書 ○住民票の写し ○預金通帳の写し 等
  - ※世帯主が被災時同一世帯員への支給を希望する場合 委任状
  - ※被災当時に居住していた住所が住民票所在地と異なる場合 居住証明書
- 詳しくは《大分市福祉保健課 097-537-5996》にお問い合わせください。

### 【留意事項】

- 先に基礎支援金のみ申請を行うことも、基礎および加算支援金の申請を同時に行うことも可能です。
- 住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- 公営住宅の入居（賃借）は加算支援金の対象外となります。
- その他条件等ございますので、詳しくは《大分市福祉保健課 097-537-5996》にお問い合わせください。

**【支援金の種類および金額】**

- (1)基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金  
 (2)加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

※本制度適用時、半壊および中規模半壊については、市および大分県制度と同等となるように支給を行います。

**【複数世帯の場合】**

	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 解体※1 長期避難※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊 半壊	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円

**【単身世帯の場合】**

	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 解体※1 長期避難※2	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	75万円	150万円
		賃借	37.5万円	112.5万円
大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
		補修	75万円	112.5万円
		賃借	37.5万円	75万円
中規模半壊 半壊	37.5万円	建設・購入	75万円	112.5万円
		補修	60万円	97.5万円
		賃借	37.5万円	75万円

※1住家の被害程度が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。

なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。

※2長期避難世帯の認定は、避難指示等が解除される見通しが無い場合などに大分県が行います。  
 （12月2日現在、長期避難世帯の認定はありません）決まり次第お知らせします。



## お金のこと（生活資金、住宅）

### 7 大分市佐賀関大規模火災見舞金

令和7年11月18日に発生した佐賀関大規模火災により、**被害を受けた家屋に居住する世帯の世帯主**に対し、大分市から以下のとおり見舞金を支給します

全壊：50,000円 大規模半壊・中規模半壊・半壊：30,000円

※空き家や倉庫など、居住実態がない場合は対象外です。

#### 1. 支給方法

口座振込

#### 2. 申請期間 令和7年12月12日（金）～ 令和8年3月31日（火）

#### 3. 受付場所 福祉保健課、各支所

郵送申請 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号大分市役所福祉保健課社会福祉担当班

#### 4. 必要書類

	申請者	申請書	委任状・誓約書 (申請書裏面)	罹災証明	通帳	備考
口座振込	世帯主	○		○	○	口座振込は世帯主・被災時同一世帯員のみに限ります
	被災時 同一世帯員		○	○	○	

※お持ちの場合は印鑑をお願いします。

※罹災証明、通帳は写し

【お問合せ先】 大分市福祉保健課 097-537-5996

## 8 義援金の配分

佐賀関大規模火災により被災された方に対して、全国の皆様から大分市、大分県、日本赤十字社、共同募金会によせられた義援金を、大分市と大分県のそれぞれの配分委員会において決定した基準により配分します。

### ○配分対象・配分基準

配分対象 住家被害（※）	大分市	
	第2次配分額	第1次配分額
「全壊」	250万円	100万円
「大規模半壊～半壊」	125万円	50万円
「準半壊・一部損壊」	25万円	10万円

※罹災証明書を交付された世帯が対象

配分対象 住家被害（※）	大分県		
	第3次配分額	第2次配分額	第1次配分額
「全壊」	220万円	130万円	150万円
「大規模半壊～半壊」	110万円	65万円	75万円
「準半壊・一部損壊」	11万円	13万円	15万円

※罹災証明書を交付された世帯が対象

- ★既に第1～2次配分の申請がお済みの方は、申請は不要です（同じ口座に振り込みます。）。
- ★今後新たに申請をされる方については、第1～3次配分の合計額を随時振り込みます。

### ○分配方法→口座振込

### ○申請方法

子ども企画課への持参または郵送

（〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 大分市荷揚複合公共施設3階 子ども企画課）

### ○必要書類

義援金配分申請書

罹災証明

通帳の写し（※原則、世帯主名義のみ）

※振込口座が、世帯主名義以外（被災時同一世帯員に限る）の場合は委任状の提出が必要。

**【お問合せ先】 大分市子どもすこやか部子ども企画課 097-574-6516**

## 9 生活資金の貸付

### 【生活福祉資金の貸付】

- ◆ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費や、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費等について、以下の貸付を行うことが可能です。
- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

目的	災害を受けたことによる困窮からの自立更生するのに必要な経費
貸付限度額	150万円以内
貸付利率	・無利子（連帯保証人あり） ・年1.5%（連帯保証人なし）
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内

目的	住宅の補修、保全等のために必要な経費
貸付限度額	250万円以内
貸付利率	・無利子（連帯保証人あり） ・年1.5%（連帯保証人なし）
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内

目的	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
貸付限度額	50万円以内
貸付利率	・無利子（連帯保証人あり） ・年1.5%（連帯保証人なし）
据置期間	6か月以内
償還期間	3年以内

目的	緊急かつ一時的生計の維持が困難となった場合の少額の生活費
貸付限度額	10万円以内
貸付利率	・無利子（連帯保証人不要）
据置期間	2か月以内
償還期間	1年以内

【お問合せ先】 大分市社会福祉協議会 097-547-9562  
大分県社会福祉協議会 097-558-0300

## 【災害援護資金の貸付】

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、生活の立て直しに資するための資金を貸し付ける制度です。

### ○貸付けを受けることができる方

世帯の所得額が、世帯の人数に応じて下の表に掲げる額に満たない世帯の世帯主

世帯の人数	世帯の所得
単身	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円

- ✓ 世帯の人数が5人以上である場合は、730万円にその世帯に属する方のうち4人を除いた方1人につき30万円を加算した額

### ○貸付限度額等

被害の区分	家財損害あり、かつ、住居損害なし	住居半壊	住居全壊※	住居滅失 (物理的に消滅)
貸付限度額	150万円	170万円	250万円	350万円
貸付利率	年1% (保証人を立てる場合は、無利子)			
据置期間	3年			
償還期間	10年			

※床面積70%以上の損失等

### ○相談・申請窓口

福祉保健部 福祉保健課 連絡先(097)537-5996

※借入れを希望される方は、必ず一度上の窓口までご連絡をされますようお願いいたします。

## 10 住宅の建設、補修等の融資

### ◆ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。）の返済、災害復興住宅融資等に関する被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けします

災害専用ダイヤル：**0120-086-353**

（受付：9:00～17:00 祝日・年末年始を除き土日も利用可）

◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

### 火災保険等について

#### 1 住宅金融支援機構の特約火災保険を契約されている方

【特約火災保険幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター（24時間 365日受付）

フリーダイヤル**0120-727-110**

※ なお、特約火災保険の事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。

詳しくは、損害保険ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acomment/other/#sec02>

#### 2 1以外の火災保険等を契約されている方

契約されている保険会社等まで直接お申出ください。

## 11 住宅ローン等の返済

- ◆ 住宅ローン等の返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（**自然災害債務整理ガイドライン**）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室

0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）または03-5252-3772  
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）

- ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

**【お問合せ先】九州財務局大分財務事務所理財課 097-532-7107**



## 労働・雇用に関すること

甚大な自然災害が発生した地域などについては、労働基準行政に関し、以下の支援などを受けることができます。詳しくは、労働局や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

### 事業主の皆様へ

## 12 労働保険料等の納付猶予制度

災害の発生に伴い、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね20%以上に損失（相当の損失）を受けた場合については、管轄の労働局に申請することにより、最長1年の範囲内（※）に限り労働保険料等について災害猶予を受けることができる場合があります。

※ 原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、一般猶予を申請することにより、災害猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

#### ◆ 申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「納付の猶予申請書（災害猶予）」などを提出する必要があります。
- ② 災害がやんだ日（※）から2か月以内に申請する必要があります。

※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合があります。

**【お問合せ先】 大分労働局労働保険徴収室 097-536-7095**

## 労働者の皆様へ

### 13 労災保険等の給付、 倒産等による未払い賃金の立替払制度

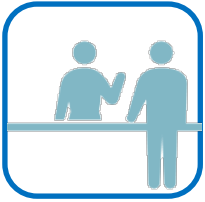
- ✓ 「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。
- ✓ 「未払賃金立替払制度」は、企業倒産により賃金が支払われないうまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度です。

**【お問合せ先】 大分労働基準監督署 097-535-1511**

### 14 失業認定日、指定来所日の取扱い

- ✓ 通常は「やむを得ない理由」がある場合のみ変更可能ですが、**火災や災害による被害は対象になります。**
- ✓ 災害時はさらに緩和され、**事前連絡ができなくても、次回認定日にまとめて認定してもらえる特例**があります。
- ✓ 求職活動実績がなくても認定される場合もあります（災害救助法適用地域など）。  
○ 来所することが困難となった場合には、ハローワーク窓口へ連絡をお願いします。

**【お問合せ先】 ハローワーク大分 097-538-8609**



## 役所の手続き ・ 公共料金

### 15 国税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。
  - 1 災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
  - 2 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
  - 3 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。  
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
  - 4 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。  
**大分税務署代表番号 097-532-4171**  
**電話相談センター 0570-00-5901**

## 16 大分市税の減免措置等

- ◆ この火災により被害を受けられた方の中で、一定の要件を満たす方については、市税について、税額が軽減または免除される場合や、申告・納付等の期限が延長される場合などがあります。

### 1 市税の減免

被災された納税者が一定の要件を満たす場合は、減免申請をすることができます。

### 2 申告・納付等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、市税に関する申告や納付等をその期限までに行うことができないときは、期限の延長を申請することができます。

### 3 納付・納入の猶予制度

被災された納税者が納付・納入できないと認められるときは、その納付・納入することができないと認められる金額を限度として、徴収の猶予（一定期間）を申請することができます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

- 市民税に関すること  
市民税課 電話 097-537-5729
- 固定資産税・都市計画税に関すること  
資産税課 電話 097-537-5610
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関すること  
国保年金課 電話 097-537-5736
- 軽自動車税、事業所税その他税に関すること  
税制課 電話 097-537-7314
- 徴収の猶予等に関すること  
納税課 電話 097-537-5611

◆ 大分市が実施する各種支援制度等

※申請時に必要な書類等については、事前に担当課に確認をお願いします。

支援制度	概要	担当課
手数料の減免 【住民票・戸籍謄本(抄本)】	災害により、被災者が必要とする住民票の写し、戸籍謄本(抄本)または戸籍の記録事項証明書の手数料を減免します。	市民課 (窓口担当班) 097-537-5615
手数料の減免 【印鑑登録証明書】	災害により、被災者が必要とする印鑑登録証明書の手数料を減免します。	市民課 (窓口担当班) 097-537-5615
手数料の減免 【印鑑登録証再交付手数料】	災害により、被災者が印鑑登録証を亡失した場合の印鑑登録証の再交付手数料を減免します。	市民課 (住民記録担当班) 097-537-5734
手数料の減免 【税証明書】	災害により、被災者が必要とする市税に関する証明書(所得証明書、完納証明書等)の手数料を減免します。	税制課 (証明担当班) 097-537-5673
国民健康保険税の減免	災害その他特別な事情により、保険税の納付が困難であると認められる場合は、保険税の減免を受けられる場合があります。	国保年金課 (賦課資格担当班) 097-537-5736
後期高齢者医療保険料の減免	災害その他特別な事情により、保険料の納付が困難であると認められる場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。	国保年金課 (賦課資格担当班) 097-537-5736
国民健康保険 一部負担金の減免	災害その他特別な事情により、医療機関で支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金の免除・減額・徴収猶予を受けられる場合があります。	国保年金課 (給付担当班) 097-537-5735
後期高齢者医療保険 一部負担金の減免	災害その他特別な事情により、医療機関で支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金の免除・減額・徴収猶予を受けられる場合があります。	国保年金課 (給付担当班) 097-537-5735
国民年金保険料の免除	災害等によって財産などに相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、保険料の納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (国民年金室) 097-537-5617
介護保険料減免制度	災害その他特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、長寿福祉課へご相談ください。	長寿福祉課 (保険料担当班) 097-537-5741

<p><b>介護保険利用者負担の減免</b></p>	<p>災害等の事情により居宅サービス等の自己負担が一時的に困難な要介護者・要支援者について保険給付率を引き上げられます。</p>	<p>長寿福祉課 (介護給付担当班) 097-537-5742</p>
<p><b>葬斎場使用料の減免</b></p>	<p>施設利用者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害により支払いが困難であると認められる場合、使用料を減免します。</p>	<p>葬斎場 097-597-6671</p>
<p><b>水道料金の支払い期日延長</b></p>	<p>お客様から申し出があった場合には、支払い期日の延期のご相談に応じます。 (令和7年11月請求分&lt;12月1日納期限&gt;の支払期日の延長についても同様)</p>	<p>営業課 (中央料金センター) 097-538-2416</p>
<p><b>見舞金など その他の支援制度</b></p>	<p>風水害、震災等(火災含む)の自然災害により被害を受けた小規模企業者の方が、復旧を図るための設備資金が必要な場合に貸付を行います。 【取扱金融機関】大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・大分県信用組合・商工中金・三井住友銀行・西日本シティ銀行・伊予銀行・北九州銀行・肥後銀行・愛媛銀行(大分市内の本・支店)</p>	<p>創業経営支援課 097-585-6029</p>
<p><b>図書資料の汚損、き損、滅失に係る損害賠償の免除</b></p>	<p>火災の影響により、汚損、き損、または滅失した図書資料についての損害賠償を免除します。</p>	<p>大分市民図書館 097-576-8242</p>
<p><b>図書資料の貸出期間の延長</b></p>	<p>規則で定めた期間内に返却が困難な場合は、貸出期間を延長します。</p>	
<p><b>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</b></p>	<p>住家の全壊等の被害を受けた方が日常生活を再開するために必要となる物を、市が用意した一覧からお選びいただき、現物支給を受けることのできる制度です。 ※一覧についての詳細は担当課までお問い合わせください。</p>	<p>福祉保健課 (社会福祉担当班) 097-537-5996</p>

## 17 大分県税の減免措置等

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災によって被害を受けられた方が、一定の条件を満たした場合、県税について軽減又は免除される場合があります。

また、今回の災害により納付すべき県税を一度に納付できないときには、申請により徴収猶予が認められる場合があります。

### ○自動車税種別割

- ✓ 損害を受けた日又は運行を休止した初日の属する年度分が対象となります。

### ○個人事業税

- ✓ 災害を受けた日の属する年度(災害を受けた日が1月1日～3月31日までの間に属するときは翌年度)において、その災害の日以後に納期限の到来するもの

### ○不動産取得税

【減免の対象となる不動産】

1. 不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合
2. 災害により滅失した不動産の代替不動産を、滅失日から3年以内に取得した場合（要件）災害により不動産を滅失した者が、当該滅失不動産に代わるものと認められる不動産を取得したとき

### ○その他の県税

- ✓ 「その他の県税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

【減免の要件】

以下のすべての要件を満たす場合

- ①資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる
- ②税の納期限が、災害の日以後に到来

【減免の内容】 その年度における税額の全部

### ●災害による県税の申告・納税等の期限延長について

災害を受けたことにより、期限までに申告書など書類の提出又は納税を行うことが困難と認められる場合、申請により提出期限の延長又は納期限が延長される場合があります。

【申請書の提出期限】 災害がやんだ日から7日以内

【期限の延長期間】 災害がやんだ日から2月以内

【申請に必要な書類等】 ①期限延長申請書 ②罹災証明書等

## ●災害により納付困難となった場合の徴収猶予について

納税者等が、その財産につき災害を受けたことにより、納付すべき県税を一度に納付することができないと認められる場合、申請により徴収猶予を受けることができます。

なお、納税の期限延長適用後、徴収猶予を受けることもできます。

### 【猶予期間】

1年の範囲内で、財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間

### 【申請に必要な書類等】

- ①徴収猶予申請書
- ②官公署が発行する、罹災証明書又は被災証明書
- ③財産目録及び収支の明細書

ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、上記の書類に代え、財産収支状況書を提出してください。

- ④猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供

ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ア 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合
- イ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ウ 担保として提供できる財産が無いなど特別な事情がある場合

※詳しくは、大分県税事務所または自動車税管理室にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

**大分県税事務所 097-506-5771**

**自動車税管理室 097-552-1121**

※上記の申請は、電子でも申請することが可能です。詳しくは、大分県ホームページをご覧ください。

大分県ホームページ → くらしと県税 → 手続き・申請 → 災害減免申請 「災害により被害を受けられた場合の県税の減免、申告・納付期限等の延長について」

<https://www.pref.oita.jp/site/zei/kenzei-saigai-genmen.html>

◆ 遊漁船業登録等に関する手数料の減免

減免対象期間 令和7年11月20日～当分の間

減免額 **全額**

減免対象手数料

事務の名称	手数料の名称	区分	金額	
漁業関係 事務	漁業権免許申請手数料		3,700円	
	漁業権共有認可申請手数料		3,700円	
	漁業権分割変更免許申請手数料		2,500円	
	抵当権設定認可申請手数料		1,200円	
	漁業権移転認可申請手数料		1,200円	
	休業中の漁業許可申請手数料		2,500円	
	沿岸漁場管理団体指定申請手数料		3,700円	
	漁業許可申請手数料		2,900円	
	漁業許可変更許可申請手数料		2,400円	
	免許漁業原簿謄本又は抄本交付手数料		520円	
	漁場図謄本又は抄本交付手数料		520円	
	免許漁業原簿閲覧手数料		280円	
漁船関係 事務	漁船登録申請手数料	無動力漁船	4,600円	
		動力漁船	20トン未満	6,900円
			20トン以上 100トン未満	7,400円
			100トン以上	7,900円
	漁船登録票再交付手数料		2,400円	
	漁船検認手数料		3,600円	
	漁船登録変更申請手数料	無動力漁船	2,300円	
		動力漁船	20トン未満	3,400円
			20トン以上 100トン未満	3,700円
			100トン以上	4,000円
漁船登録謄本交付手数料		440円		
小型船舶 関係事務	小型漁船総トン数測度手数料	3トン未満の漁船で実測を伴う場合	14,000円	
		3トン以上5トン未満の漁船で実測を伴う場合	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	19,000円
			その他の場合	14,000円
		5トン以上20トン未満の漁船	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	37,000円
			その他の場合	26,000円
遊漁船業 関係事務	遊漁船業者登録申請手数料		15,000円	
	遊漁船業者更新登録申請手数料		12,000円	
	遊漁船業務主任講習手数料		6,000円	

【お問合せ先】 大分県漁業管理課 097-506-3918

## 18 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、当該災害の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

### 《水道料金》

被災された住民に対して、以下のとおり、水道料金のお支払い期日の延期など、各種ご相談に応じます。

- 1 水道料金のお支払い期日の延長  
申し出があった場合には、市は期日の延期の相談に応じる
- 2 水道使用中止の手続き  
上下水道局にて、11月18日付けで水道使用中止を行う

**【お問合せ先】 大分市上下水道局 営業課 097-538-2416**

### 《九州電力》

電気料金の支払期日の延長

- 1 不使用月または不使用日の電気料金の免除
- 2 工事費負担金等の免除
- 3 基本料金の免除

※申し込みには、原則として、罹災証明の提出が必要

**【お問合せ先】 九電ネクスト大分営業所 0120-761-379**

### 《NTT西日本》

台風・大雨・地震等、各種災害により、被災および避難されたお客さまの電話料金等の取扱いを次のとおりといたします。

#### 1. 電話サービスの基本料金等の取り扱い

台風・大雨・地震等、各種災害に伴う避難指示等で実態的に当社サービスがご利用できなかった場合には、お客さまからのお申し出に基づき、その期間の基本料金等を無料とします。

#### 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光、スマート光ビジネスWi-Fi、セキュリティおまかせプラン等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取扱いとします。

### 3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客さまからのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1か月間延長します。

### 4. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客さまからのお申し出に基づき、無料とします。

**【お問合せ先】 局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-200-0116**

< 受付時間：午前9時～午後5時 土日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く >

## 《NHK受信料》

### 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼程度の被害を受けた建物の受信契約

#### 1 免除の期間

令和7年11月から令和7年12月まで（2か月間）

#### 2 免除の手続

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

**【お問合せ先】 大分放送局経営管理企画センター 0975-33-2830/0570-077-077**

## 《docomo》

### 料金の支払期限の延長

災害救助法適用日から1か月以内に支払期限を迎える請求書について、支払期限を記載の日付から1か月間延長します。

#### 1. 料金の減免について

避難などによって実質的にNTTドコモビジネスサービスを全くご利用できなかった場合には、お客さまのご申告にもとづき、当該期間のご利用料金(回線基本料、定額料、付加機能使用料など)の減免を行います。

#### 2. 工事費について

このたびの被災による建物損壊で、仮住居などへの移転工事などが生じた場合の工事費を無料とします(NTTドコモビジネスサービスに関する工事に限ります)。

**【お問合せ先】 ビリングカスタマセンタ 0120-506-100**

(9:00-17:00、土日祝日を除く)

## 《ソフトバンク》

料金支払期限の延長（支払期限を請求書記載の日付から1カ月延長）

1. 故障・修理費用の減免
2. データ復旧サービスの無償化
3. 代替機の破損時などの賠償金および延滞金の無償化
4. 一部手数料の無償化
5. 端末貸し出し支援

**【お問合せ先】 157(※ソフトバンク携帯) フリーコール：0800-919-0157**

受付時間：午前10時～午後7時

## 《KDDI》

基本料金などの減免

1. 利用料金の支払い期限の延長
2. 一部手数料の減免
3. 移転時の工事費などの取扱い
4. レンタル機器の取扱い

被災によるレンタル機器の破損、紛失については、申告により無償で交換

**【お問合せ先】**（受付時間 9:00～20:00 年中無休/通話料無料）

au携帯電話から：局番なし**157** au以外の携帯電話、一般電話から：**0077-7-111**

上記番号がつかない場合：**0120-977-033**

## 《楽天モバイル》

実施期間：令和7年11月19日～令和7年12月31日

1. 楽天モバイル（楽天回線）、楽天モバイル（ドコモ回線・au回線）におけるSIMカード再発行手数料を無料化（※楽天モバイル（楽天回線）をご利用のお客様は、eSIM再発行手数料は無料のため、SIMカードのみが対象となります。）
2. 受付手続きの緩和

災害救助法が適用された地域に「契約者住所」またはRakuten Turboの「設置先住所」があるお客様におかれましては、「楽天モバイルショップ」にて各種手続きを行う際の身分証明書の提示は不要とさせていただきます。

**【お問合せ先】** 電話番号：050-5212-6915 9:00 ～ 17:00（年中無休）

## 19 年金に関すること

### 1. 国民年金に加入の方

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

### 2. 事業主、船舶所有者の方

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により財産に相当の損害を受け、納付者が納付すべき保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）の納付が困難となった場合は、事業主の申請に基づき、保険料の納付の猶予を受けることができる場合があります。

### 3. 年金受給権者の方

次の年金・給付金の受給権者等（※）で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方で、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づきその損害を受けた月から翌年の7月までの支給停止を行いません。

なお、翌年に、その前年の所得確認を行いますが、前年の所得が年金・給付金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われますので、あらかじめご了承ください。

（※）対象となる年金・給付金の受給権者等

- ✓ 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
- ✓ 老齢福祉年金の受給権者
- ✓ 特別障害給付金の受給資格者

### 4. 被災に伴う各種手続き

その他の被災に伴う各種手続きについてもご相談ください。

- ✓ 被災に伴い保険料の納付書を紛失したとき（再発行の手続き）
- ✓ 被災に伴い年金証書、年金手帳を紛失したとき（再発行の手続き）
- ✓ 家屋の流失等により郵便物が届かないとき（現況届、生計維持確認届、年金請求書等）
- ✓ 年金受給者である家族が行方不明、または死亡したとき

詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

**【お問合せ先】**

**大分年金事務所 097-552-1211**

**大分市 市民部国保年金課国民年金室 097-537-5617**

## 20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

なお、焼失・紛失した権利書を再発行することはできませんが、所有権移転や抵当権設定登記の際には、権利証に代わる本人確認の手続きがあります。焼失・紛失したことで何らかの**手続きを取っていただく必要はありません。**

詳しくは、法務局にお問い合わせください。

**【お問合せ先】 大分地方法務局 097-532-3161**

## 21 マイナンバーカードを紛失した場合

マイナンバーカードの発行に当たっては、原則1,000円の手数料が設定されているものの、天災その他本人の責めによらずマイナンバーカードを再発行する場合などは、その手数料を無料とする取扱いとしています。

**【対象となる方】**

災害によりマイナンバーカードを紛失等した場合のマイナンバーカードの再発行を希望される方

**【必要な書類】**

罹災証明等の提示または写しの提出

**【申請窓口】**

市民課および各支所

**【お問合せ先】 大分市 市民課マイナンバーカード交付担当班 097-537-7298**

## 22 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 令和7年11月の大分市佐賀関の大規模火災により被災された方に対して、生活の再建等に必要の手数料について全額減免します。

災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の**手数料が免除**されます。

### 1. 対象となる方

令和7年11月の大分市佐賀関の大規模火災により被災された方

### 2. 対象となる手数料の名称及び金額

手 数 料 の 名 称		金額/件
警察証明(遺失届出証明)		400円
運転免許証交付		2,550円
運転免許証再交付		2,600円
仮運転免許証再交付		1,050円
特定免許情報記録		1,500円
特定免許情報記録(再交付と同時)		100円
運転経歴証明書交付		1,150円
運転経歴証明書再交付		1,150円
運転経歴情報記録		900円
運転経歴情報記録(再交付と同時)		100円
自動車保管場所証明		2,200円
道路使用許可		2,400円
道路使用許可証再交付		600円
風営	風俗営業許可証再交付	1,200円
	特例風俗営業者認定証再交付	1,200円
	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付	1,200円
古物	許可証再交付	1,300円
	許可証書換え	1,500円
警備業	警備員指導教育責任者資格者証再交付	1,800円
	機械警備業務管理者資格者証再交付	1,800円
	警備員検定合格証明書再交付	2,000円
	警備員検定合格証明書書換え	2,200円
銃砲	所持許可証再交付	1,900円
	所持許可証書換え	1,600円
駐車監視員資格者証書換え交付		2,100円
駐車監視員資格者証再交付		1,800円

3. **申請手続に必要な書類等**

手数料減免申請書（警察署等の窓口でお受け取りください。）  
市町村が発行する「罹災証明書」等

4. **減免対象者で既に手数料を納付された方**

手数料を既に納付している場合で、この手数料の還付を請求される場合の手続は次のとおりです。

(1) 必要書類等

上記3の書類等に加えて、還付請求書が必要となります。

（警察署等の窓口でお受取ください。）

(2) 還付手続場所

申請した警察署等で手続をしていただくこととなりますが、遠方である等の理由により困難な場合は、電話によりご相談ください。

(3) 還付方法

還付金は口座振込となります。本人名義の口座の金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号が必要ですので、通帳又は前記の内容のわかるメモ等を持参してください。

5. **お問合せ先**

○運転免許関係については、**運転免許センター(097-528-3000)**にお尋ねください。

○車庫証明関係のワンストップサービスでの申請については、減免申請はできません。ただし、還付請求の手続ができますので、**警察本部交通規制課(097-536-2131)**まで連絡してください。

○その他の申請については、**最寄りの警察署**にお尋ねください。

## 23 自動車に関すること

### 被災自動車の廃車（永久抹消登録）手続

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車（永久抹消登録）手続を行うことができます。

印鑑証明書及び実印、自動車登録番号（ナンバー）又は車台番号の情報、罹災証明書が必要となります。

また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

### 自然災害により自動車が被害を受けた場合の自動車重量税の還付制度

自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）または軽自動車検査協会事務所において自動車の永久抹消登録または滅失・解体の届出の手続を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車の所有者の方は、運輸支局または軽自動車検査協会において永久抹消登録の手続を行うのと同時に、還付申請書（※）の提出を行ってください。

※『被災自動車の係る自動車重量税の還付申請書(自然災害用)』は国税局ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm>

詳しくは、大分運輸支局にお問い合わせください。

**【お問合せ先】大分運輸支局 050-5540-2087（登録コールセンター）**

自動車の廃車（永久抹消登録）で自動車税（軽自動車を除く）と自賠責保険の還付金が発生する場合があります。自動車税は県税事務所（097-506-5771）、自賠責保険は加入している保険会社にお問い合わせください。

## 24 パスポートの発給について

大分県では、令和7年大分市佐賀関の大規模災害により罹災された方のうちパスポートの発給を申請される方について、大分県使用料及び手数料条例第6条に基づき、パスポートの発給にかかる手数料（収入証紙分）を免除します（※窓口申請分のみ免除となり、電子申請分は免除対象外となります）。

また、国に納める手数料（収入印紙による納付分）も免除されます（※窓口申請分のみ免除となり、電子申請分は免除対象外となります）。

### 1 対象者

次の（1）～（3）すべてに該当する方

（1）令和7年大分市佐賀関の大規模災害により罹災された方

（2）市長から罹災証明書の交付を受けた方

（3）令和8年1月18日までにパスポートの発給申請をされた方

### 2 必要書類

通常の申請に要する書類に加え、手数料免除申請書（様式第1号）、住民票または戸籍の附票、市長等が発行する罹災証明書が必要です。

### 3 提出先

各市町村旅券窓口

### 4 問合せ先

大分県企画振興部国際政策課パスポート班

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 本庁舎 地下1階

TEL:097-536-1786 fax:097-536-1476

E-mail:passport@pref.oita.lg.jp



## 民間の手続のこと

### 25 損害保険に関すること

#### ◆ 日本損害保険協会からのお知らせ

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、以下のとおり継続契約の手続や保険料のお支払いを猶予いたします。

詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

##### 1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。

##### 2. 保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日までに払い込むべき保険料の払込について猶予いたします。

#### ◆ 損害保険に関する相談

- ◆ 契約の損害保険会社
- ◆ そんぱADRセンター 電話：03-4332-5241（受付時間 平日 9:15～17:00）

#### ◆ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

- ◆ 一般社団法人 日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」  
電話：0120-501-331（受付時間 平日 9:15～17:00）
- ◆ 一般社団法人 外国損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」  
電話：03-5425-7850（受付時間 平日 9:00～17:00）

※損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

## 26 生命保険に関すること

### 1. 保険料払込猶予期間の延長

生命保険各社は、お申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長します。

### 2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

生命保険各社は、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

#### ◆ 契約照会制度のお知らせ

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域においてご家族等が被災し死亡または行方不明となった場合で、当該災害による家屋等の流失または焼失等により生命保険契約に関する請求が困難な場合に当該ご家族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無の照会に対応します。利用料は無料です。

災害時受付専用連絡先（生命保険相談所） 0120-001731

【受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

## 27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

#### ◆ 大分県内の各金融機関は、被災者には預金の払い戻しなどで柔軟な対応

- 1 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

【お問合せ先】各金融機関の店舗

日本郵政グループは19日、災害救助法が適用された大分市の被災者を対象に、郵便貯金などの非常取り扱いを始めました。

- ✓ 12月18日まで、通帳や印鑑を紛失した場合でも、1人最大20万円まで貯金の払い戻しを受け付ける。
- ✓ かんぽ生命保険の料金の支払いについても、猶予期間を最長6か月まで延長する。

## 28 無料法律相談

### 【大分県弁護士会】

被災された方々の不安を取り除くべく、各地の法律相談センターにおいて「佐賀関大規模火災の被害に関する無料相談」を実施する。

■予約受付 **097-536-1458**（平日午前9時～午後5時）

※佐賀関大規模火災に関する無料相談希望と伝えてください。

■実施期間 ～令和8年3月末日

### 【大分県司法書士会】

常設無料相談会（面談のみ）を下記日程にて開催しています。

< 司法書士総合・相続相談センター >

・日 時 毎週木曜日 13時～16時

・場 所 司調会館（大分県司法書士会） 大分市城崎町2-3-10

面談相談 : 予約制 (097-533-4110 予約受付:平日の9時～17時)



# 事業経営に関すること

## 29 中小企業・小規模事業者支援措置

### 大分市災害対応資金

- ◆ **対象者の要件**：国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象となる者
- ◆ **特記事項**：申込時に被災証明の提出が必要
- ◆ **信用保証料率**：年0.5%～2.2%（信用保証料は市が全額補助します）

資金使途：設備資金      融資限度額：2,000万円      融資利率：年0.9%  
申込先：大分市内の金融機関（お問合せ先で要確認）

詳細については、問合せ先に確認

**【お問合せ先】 商工労働観光部創業経営支援課 097-585-6029**

### 【大分県】

大分県では、令和7年11月18日の大分市佐賀関での大規模火災を受け、中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、経営・金融に関する特別相談窓口を設置しました。

### 【大分市佐賀関の大規模火災に関する経営・金融特別相談窓口】

#### 1 開設場所

県庁本館7階 商工観光労働部 経営創造・金融課内

#### 2 開設期間・時間

令和7年11月20日から令和8年5月20日

9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

#### 3 連絡先

（経営に関すること）電話：097-506-3223

（金融に関すること）電話：097-506-3226

※来庁される場合は予め連絡をいただくと対応がスムーズです。

## 九州経済産業局「特別相談窓口」

### ◆ 相談窓口

九州経済産業局 産業部 中小企業課

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館

電話：092-482-5451

### ◆ 設置期間

令和7年11月20日から当分の間

9時00分～12時00分、13時00分～17時30分（年末年始を除く平日）

#### 1 特別相談窓口の設置

	機関名	支店名		連絡先
大分県	日本政策金融公庫	大分支店	中小企業事業	097-532-4106
大分県	日本政策金融公庫	大分支店	国民生活事業	0570-095-575
大分県	日本政策金融公庫	別府支店	国民生活事業	0570-095-765
大分県	商工中金	大分支店		097-534-4157
大分県	大分県信用保証協会			097-532-8246
大分県	別府商工会議所			0977-25-3311
大分県	大分商工会議所			097-536-3131
大分県	中津商工会議所			0979-22-2250
大分県	日田商工会議所			0973-22-3184
大分県	佐伯商工会議所			0972-22-1550
大分県	臼杵商工会議所			0972-63-8811
大分県	津久見商工会議所			0972-82-5111
大分県	豊後高田商工会議所			0978-22-2412
大分県	竹田商工会議所			0974-63-3161
大分県	宇佐商工会議所			0978-33-3433
大分県	大分県商工会連合会			097-534-9507
大分県	大分県中小企業団体中央会			097-536-6331
大分県	大分県よろず支援拠点			097-537-2837
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課			092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課			092-482-5451

## 2 災害復旧貸付の実施

今般の火災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、大分県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。

## 3 セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された大分県大分市において、今般の火災の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

## 4 既往債務の返済条件緩和等の対応

大分県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の火災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

## 5 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された大分県大分市において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室

050-5541-7171（平日：午前9時から午後5時）

### 【1及び5に関するお問合せ先】

中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511（内線 5251～3）

### 【2から4に関するお問合せ先】

中小企業庁 金融課 03-3501-1511（内線 5271～5）

## 30 農林水産事業者向け金融等相談窓口

### 【大分市佐賀関の大規模火災に関する農林水産事業者向け金融等相談窓口】

#### 1 開設場所

大分県農林水産部 団体指導・金融課内

#### 2 開設期間・時間

令和7年11月20日（木曜） ～ 当分の間  
9時00分～17時00分（土日祝日を除く）

#### 3 連絡（相談）先

電話番号 097-506-3601 または 097-506-3610

※団体指導・金融課 管理・金融班

### 【令和7年11月18日大分県佐賀関の大規模火災に伴う災害等に対する金融上の措置について】

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害等による被災者等に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、通帳、印鑑等を紛失した場合でも預金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう農業協同組合系統関係機関等に対し、令和7年11月18日に要請しました。

- 農林中央金庫福岡支店、大分県信用農業協同組合連合会
- 全国共済農業協同組合連合会大分県本部
- 大分県農業協同組合中央会

### 【お問合せ先】

九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 096-211-9111（内線4365、4367）



## 医療・健康のこと

### 31 保険証がなくても医療機関等を受診できます

◆ マイナ保険証・資格確認書等がなくても、医療機関等を受診できます。

当該災害の被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受診することができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号等）
4. 住所（国保・後期の被保険者）もしくは事業所名（被用者保険の被保険者）
5. 加入している組合名（※国保組合の加入者のみ）

詳細については、健康保険組合あるいは、受診先の医療機関窓口にてご相談ください。



## 教育のこと

### 32 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

独立行政法人日本学生支援機構は、災害により被害を受けた学生等への支援策を下記のとおり受け付けます。

#### 1 給付奨学金（家計急変採用）／貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方。（災害救助法適用地域※の世帯の学生等）
- 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- 奨学金の種類：給付奨学金、第一種奨学金（利子なし）、第二種奨学金（利子付）

#### 2 減額返還・返還期限猶予

- 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

#### 3 JASSO 災害支援金

- 対象者：災害により学生等本人やその父母等が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方。（外国人留学生を含む）
- 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。
- 支給額：10万円（返還不要）

奨学金相談センター ナビダイヤル

**0570-666-301** 9:00～20:00 月曜～金曜（祝日年末年始除く）



## その他の情報

### 33 災害ボランティア

#### ○一般ボランティアについて

12月1日（月曜日）に大分市社会福祉協議会において「大分市災害ボランティアセンター」が設置されました。

※当面は地元の佐賀関地域や大分市内に在住のボランティアを中心とした支援を行います。

※現時点では大分市内在住の一般の災害ボランティア（個人・団体）に限り事前登録を大分市社会福祉協議会で行っています。（事前登録を一時停止しています。）

詳細は、大分市社会福祉協議会のホームページやFacebookをご確認ください。  
（電話でのお問い合わせは極力お控えください）

大分市社会福祉協議会ホームページ <https://www.oita-syakyo.com/>

#### ○専門（技術系）ボランティアについて

今後、支援活動に入ることが希望される団体は、大分県災害中間支援組織おおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）へお問い合わせください。（電話でのお問い合わせは極力お控えください）

ホームページ <https://oitasaigaishien.wixsite.com/home/>

炊き出し、支援物資については、事前に市への登録や調整が必要ですので、下記にご確認ください。

炊き出し：大分市役所 指導監査課（097-537-5740）

支援物資：大分市役所 商工労政課（097-537-5625）

#### 【大分市災害ボランティアセンター】

ボランティアの依頼をしたい方 [080-5990-5390](tel:080-5990-5390)

#### 【ボランティアを希望される被災者の相談窓口】

##### 大分市地域くらし応援センターさかのせき

- ・ 場所 大分市社会福祉協議会 佐賀関事務所（佐賀関 869-4）
- ・ 受付時間 9：00～16：00 ・ 電話 080-5990-5384

※なお、災害ボランティアセンター（関の漁場前駐車場）でも受付します。

## 34 消費者トラブル 災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

**災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。**

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

災害に便乗した、悪質な勧誘・商法の例

### ● 修理に関するトラブル

- ✓ 住宅に業者が危険度を示したはり紙をして工事を促す。危険度判定は市町村が行いますので、このような場合は市町村へ連絡してください。
- ✓ 「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。

### ● 義援金（寄付）に関するトラブル

- ✓ 市役所の者だと名乗る人が自宅に訪し、義援金を求めた。
- ✓ ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。

### ● その他

- ✓ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
- ✓ 補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

### 【不審・不安に思ったら】

窓口名	電話番号	備考
大分県消費生活センター	097-534-0999	月～金(祝日を除く)：9:00～17:30 日(第3を除く)：13:00～16:00
消費者ホットライン	局番なしの「188」	お近くの消費生活センター等の相談窓口につながります。
最寄りの警察署 又は警察安全相談	#9110	24時間対応



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち  
外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

35 せいかつ 生活についての情報・相談 じょうほう そうだん

◆ がいこくじんせいかつしえん 外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

◆ おおいたけんがいこくじんそうごうそうだん 大分県外国人総合相談センター Oita Information & Support Center

大分市佐賀関の大規模火災に伴い、大分県災害時多言語情報センターを設置しました。

【電話での相談窓口】

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語

受付時間：8時30分から17時15分まで（休日を除く月曜日から金曜日）

電話番号：097-506-2047、2048

詳細は URL をご確認ください

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/tagengo240829.html>

◆ 多言語災害情報 Disaster Information

県 HP （災害時多言語情報センター）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/saigai-tagengo.html>

Facebook <https://www.facebook.com/oitakokusai/>

気象庁（Japan Meteorological Agency、气象厅 기상청）

<https://www.jma.go.jp/jma/indexe.html>

NHK WORLD-JAPAN

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

## 36 りょこうちゆう がいこくじん そうだん 旅行中の外国人のこまりごと相談

### ◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 J N T O)

050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲：びょうき 病気、じ こ 事故等の きんきゅう じ あんない 緊急時案内、さいがい じ あんない 災害時案内、いっばんかんこうあんない 一般観光案内

## 37 でんわいりょうそうだん 電話医療相談

### ◆ Telephone consultation for medical matters

**A M D A 国際医療情報センター 03-6233-9266**

月曜日～金曜日 10：00～16：00 (やさしい日本語で対応)

- ・ 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。  
言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。